

平和主義

- [1] 平和主義の原則は、憲法のどこで規定されているか答えなさい。
- [2] 憲法前文は、全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏からまぬがれ、どのような権利を有していると規定しているか。
- [3] 憲法第9条で規定されている内容を三つ答えなさい。
- [4] 自民党政府は、国家は自衛権を有しており、自衛隊は自衛力であって戦力ではないとしていた。自民党政府がいう自衛力とはどのような実力のことが答えなさい。
- [5] 自衛隊を合憲とする立場の人は、自衛のための必要最小限度の実力(自衛力)をこえた力を何とよんでいるか。
- [6] 国家が戦争をおこなう権利を何というか。
- [7] 日本の平和主義のあり方を大きく変更させる契機となった、1950(昭和25)年6月にはじまるアジアにおける戦争を何というか。
- [8] 朝鮮戦争がおきたのは何年か。
- [9] 朝鮮戦争の勃発にともなって、GHQの指令で創設された組織を何というか。その後これは保安隊に改組された。
- [10] 自衛隊の前身である警察予備隊が設置されたのは何年か。
- [11] 日本がサンフランシスコ講和条約に調印したのは何年か。
- [12] 吉田茂が日米安保条約に調印したのは何年か。
- [13] 1954(昭和29)年、保安隊を改組してつくられた組織を何というか。直接侵略および間接侵略に対し、日本を防衛することを主たる任務とする組織。
- [14] 保安隊と警備隊を改組し、それに航空部隊を加えて自衛隊が誕生したのは何年か。
- [15] 自衛隊の独走をふせぐため、自衛隊の行動や権限については、内閣および国会が指揮・監督するという制度を何というか。
- [16] 国防に関する重要事項を審議するための会議を何というか。自衛隊幹部(制服組)をふくめず、総理大臣と数名の国務大臣による会議。
- [17] 自衛隊が防衛出動をおこなうような緊急事態がおきた際、自衛隊や政府諸機関が円滑に行動できるよう、あらかじめ法律を準備しようとすることを何というか。
- [18] 日本の防衛費が無制限に増加するのをふせぐために設定されていた歯止めを何というか。
- [19] 核兵器を「つくらず」「持たず」「持ち込ませない」という大原則を何というか。
- [20] 米軍が日本および極東の安全に寄与するために、日本において基地を使用することを認めている条約を何というか。
- [21] 激しい安保闘争がおきたのは何年か。
- [22] 新安保条約が締結されたのは何年か。
- [23] 日本国憲法上の規定にしたがうことを条件に、安保条約で日本側に義務づけられていることを二つ答えなさい。
- [24] 安保条約によって日米は軍事的に密接な関係にあるが、アメリカの領土が攻撃されても日本には共同して防衛にあたる義務はない、という政府の見解を何というか。
- [25] 在日米軍の装備の重要な変更や、在日米軍が日本国内の基地を使用して戦闘作戦行動に出る場合には、日米両政府間で話し合うことになっている。この制度を何というか。
- [26] 旧安保条約に関連して、日米間で結ばれていた行政協定を一つ答えなさい。
- [27] MSA協定の日本語略名は何か。
- [28] 現安保条約に関連して日米間で結ばれている行政協定を一つ答えなさい。
- [29] 旧安保条約が合憲か否かが争われた事件で、東京地方裁判所が、在日米軍は憲法違反であるという判決(伊達判決)をくだした事件を何というか。
- [30] 砂川事件で、東京地裁が在日米軍を憲法違反であるとした理由は何か。
- [31] 砂川事件で、最高裁判所は在日米軍を合憲としたが、その理由は何か。
- [32] 自衛隊が合憲か否かが争われた訴訟で、札幌地方裁判所は、自衛隊を憲法違反とする判決(福島判決)を出した。この訴訟を何というか。
- [33] 安保条約や自衛隊など、高度に政治性をもつ問題については、裁判所の審査になじまず、国会や内閣の判断にゆだねられるべきだとする考えを何というか。
- [34] 統治行為論を展開して、憲法判断を回避した具体例を二つ答えなさい。

平和主義

- [1] 前文と第9条
- [2] 平和のうちに生存する権利
- [3] 戦争放棄・戦力不保持・交戦権の否認
- [4] 自衛のための必要最小限度の実力
- [5] 戦力
- [6] 交戦権
- [7] 朝鮮戦争
- [8] 1950年
- [9] 警察予備隊
- [10] 1950年
- [11] 1951年
- [12] 1951年
- [13] 自衛隊
- [14] 1954年
- [15] 文民統制
- [16] 安全保障会議
- [17] 有事立法
- [18] 対G N P 1 % 枠
- [19] 非核三原則
- [20] 日米安全保障条約
- [21] 1960年
- [22] 1960年
- [23] 自衛力増強の義務 共同防衛の義務
- [24] 集団的自衛権の禁止
- [25] 事前協議制度
- [26] M S A 協定
- [27] 日米相互防衛援助協定
- [28] 日米地位協定
- [29] 砂川事件
- [30] 第9条の禁ずる戦力の保持にあたるから
- [31] 日本が指揮・監督権を行使しうる戦力ではないから
- [32] 長沼ナイキ訴訟
- [33] 統治行為論
- [34] 砂川事件の上告審 長沼ナイキ訴訟の控訴審